

会社	会社名	株式会社 TBS テレビ		
概要	従業員数	1,329人(平成27年4月1日現在・TBSHDからの出向者含む)	業種	民間放送業

1. **ねらい**：社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする。

2. 施策内容

1. 全従業員対象

○年次有給休暇取得の促進

- ・リフレッシュウイーク取得制度(年末年始以外で5日以上連続休暇を原則年間2回取得)の実施。有給休暇を使いきっている場合は、このための特別休暇を付与。
- ・会社で定められた各種特別休暇、代休の取得促進のため、各種社内研修(新入社員研修、管理職研修、35歳セミナー、5年目研修)において周知し、本人の取得意識向上、勤務管理者への定期的な啓発を図る。

○所定外労働時間の削減

- ・各局に月ごとにOTデータ、休日休暇データをフィードバックすると共に、日々の勤務承認作業で、長時間勤務者をチェック、業務内容、業務量の調整でOT削減に努める。
- ・長時間勤務が連続する従業員とその勤務管理者に対し、人事労政局とライン長と当事者で面談、業務の改善を図る。

2. 子供や介護者を持つ従業員対象

○法定を超えた育児・介護制度を、社員に一層周知し、必要に応じ、さらなる拡充を図るように努める。

- ・産前産後休暇 法律は産前42日産後56日で、無休でも可⇒産前42労働日(土日、祝日除く)、産後50労働日(土日、祝日除く)で有給休暇。
- ・育児休業 法定では原則、子が満1歳未満まで、無給でも可⇒産後の休暇終了後から1年6ヵ月まで休業できる。有効期限が切れた有給休暇(特別積立休暇)の使用も可能。
- ・短時間勤務(育児時間) 育児休業が終了後、「子が満3歳まで」1日2回、それぞれ1時間の範囲で取得可能。給与減算されないで、有給。
- ・短時間勤務(育児時短) 育児時間終了後、「小学校4年生終了まで(平成27年4月から拡充)」1日2回、それぞれ1時間の範囲で取得可能。ただし、無給。
- ・介護休業 法定では、要介護状態ごとに1回、通算して93日まで。⇒最初の休業開始日から起算して1年を上限に取得可能。
- ・子の看護休暇 小学校就学前の子の看護の為、特別休暇(有給)年間5日を上限に付与。子が1歳6ヶ月に達する日が所属する年度末までは、年度内に10日を上限に付与。

3. 若手社員対象

○小、中学校からの依頼により実施している「TBS出前授業(総合学習の時間に社員が学校を訪問、放送について授業する)」に若手社員を積極的に派遣し、子供たちとのふれあいを通し、次世代育成の意識を向上させる。

3. 取組実績・効果

①平成26年度の所定外労働時間の平均時間を、前年度に比べて削減。

②各種制度利用者数(直近年度実績)

- 産前産後休暇 女性：15人
- 育児休業制度 男性：4人 女性：23人
- 育児に伴う短時間制度：35人
- 子の看護休暇制度：8人
- 妻の出産立会い特別休暇：3人
- 介護休暇：1人